ライフカード株式会社 御中
東京都港区芝 2-31-19　〒105-0014
バンザイビル

お客さまがお申込される会社名
あんしん保証株式会社 東京都中央区京橋1丁目11番8号 西銀ＭＩＤビル6階 TEL：0570-039-440　FAX：0570-025-440 ＊上記ナビダイヤルは、大阪市北区に着信し、着信地までの通信料はお客様のご負担となります。 固定端末からの TEL・FAX ご利用の場合は、最大で 22.5 秒ごとに 10 円（税別）通信料がお客様のご負担となります

ライフあんしんプラス審査申込書（法人用）

（家賃会員審査申込書）

お申込法人は、別紙「個人情報の取り扱いに関する同意約款」の内容を承認のうえ、ライフあんしんプラス（家賃会員）の審査申込みをいたします。

家賃会員番号	9 8 7 6 0 1	申込年月日	20　年　月　日

フリガナも必ずご記入ください。

代筆不可・代筆発覚時は契約無効となります。

お申込法人

商号	フリガナ	設立年月	2.大正　3.昭和　4.平成　年　月　日
		営業内容	
所在地	フリガナ　〒　－		
電話番号	（　　）　－		
当期利益	百万円	年商	百万円
資本金	百万円	従業員	人
決算月	月	店舗数	店

代表者（連帯保証人予定者）

お名前	フリガナ	性別	1.男　2.女
生年月日	3.昭和　4.平成　年　月　日		
電話	1.自宅　3.呼出（　　）　－	携帯	（　　）　－
勤続年数	年　か月		
ご住所	フリガナ　〒　－	税込年収	万円
ご住居	1.自己所有　2.家族所有　3.社宅　4.公営住宅　5.賃貸マンション　6.借家　7.アパート　8.寮・下宿　0.その他	居住年数	年　か月
ご家族	配偶者　1.有　2.無　本人含む同居家族（　）人　親と（同居・別居）		

入居者

社宅の場合	お名前	フリガナ	お申込法人との関係
テナントの場合	屋号	フリガナ	

賃借物件

物件名	フリガナ　（　　号室）
物件住所	フリガナ　〒　－

賃貸借・支払委託契約内容／月額賃料等・保証料（円）

①賃料	
②共益費・管理費等	
③駐車場使用料等	
④	
⑤	
⑥小計（①+②+③+④+⑤）	
⑦ライフカード保証料（⑥× 1.08 %）	
⑧合計（⑥+⑦）	
⑨水道・ガス料金等	料金支払先からの通知による額
⑩⑨に関するライフカード保証料	⑨×⑦と同じライフカード保証料率
毎月支払総額	⑧　＋　⑨　＋　⑩
あんしん保証料（⑥×　%）	

本人確認記録

法人

A. 登記事項証明書　（番号　　）
Z. その他（　　）（番号　　）

申込所在地と確認書類所在地が不一致のとき：不一致	確認日時	20　年　月　日　時　分	ご本人確認者氏名	上記書類の原本を確認しました　姓　名

取引担当者（代表者）

A. 運転免許証等　（番号　　）
B. 国民健康保険証　（保険者・発行者　　）
C. 社会保険証他　（記号　　番号　　）
K. パスポート　（番号　　）
L. 特別永住者証明書・在留カード・外国人登録証（番号　　）
Z. 住民基本台帳カード　（都道府県　　有効期限　　）
Z. その他（　　）（番号　　）

申込住所と確認書類住所が不一致のとき：不一致	確認日時	20　年　月　日　時　分	ご本人確認者氏名	上記書類の原本を確認しました　姓　名

申込住所と本人確認書類のご住所が不一致の場合は、公共料金の「領収書もしくは住民票」をご用意ください。

家賃会員提携契約番号	3 1 3 2 6 4 0 1 0 2 8

管理会社

株式会社キュービック

TEL：048-886-2600 FAX：048-886-2601
【あんしん 東日本営業課　さいたま支店】

担当者氏名

【お申込法人の方へ】本申込書は正式契約前の審査申込書です。審査結果は右記管理会社・仲介会社へ通知いたします。ライフカード（株）が契約を承諾する場合は別途正式な契約手続きが必要となります。本審査申込書の記入内容と後日提出していただく申込書や確認資料等の内容が相違している場合や、お客様の状況が変化している場合は、本申込みや審査の如何にかかわらず、ご要望に添えない場合もございます。

仲介会社

提携保証会社からのお問合せ先は上記管理会社になります。
名称

TEL　　氏名

お申込法人は個人情報の取り扱いに関する同意約款について同意いたします。

20　　年　　月　　日　　商　号

代表者名

個人情報の取り扱いに関する同意約款

第１条　（個人情報の収集・利用・保有）

(1) 入会申込者（以下、契約締結後も含め「会員」という）及び連帯保証人予定者（以下、連帯保証締結後も含め「連帯保証人」という）は、ライフカード株式会社(以下「当社」という)に対する申込み（申込みにより成立する契約を含み、以下単に「本契約」という）及び連帯保証申込み（申込みにより成立する契約を含み、以下単に「本連帯保証契約」という）を含む当社との取引の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報（これらを総称して「個人情報」という）を当社が保護措置を講じたうえで、以下の各条項（以下「本約款」という）により収集・利用することに同意します。なお、与信後の管理には、利用確認、会員及び連帯保証人へのご利用代金のお支払等のご案内（支払遅延時の請求を含む）をすること、法令に基づき市区町村の要求に従って会員及び連帯保証人の個人情報（入会申込書の写し・残高通知書等）を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等の交付を受けて連絡先の確認や債権回収のために利用すること及び途上与信を含むものとします。

①当社所定の申込書に会員が記載した法人名、代表者名、所在地、電話番号等の法人識別情報。②当社所定の申込書に会員及び連帯保証人が記載した氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、勤務先（お勤め先内容）、家族構成、住居状況等の属性に関する情報（本契約及び本連帯保証契約締結後に当社が会員及び連帯保証人から通知を受ける等により知り得た変更情報を含む）。③本契約及び本連帯保証契約に関する契約の種類、申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数、包括信用購入あっせんの手数料、毎月の分割支払金または弁済金（支払額）、支払方法、振替口座等、本契約及び本連帯保証契約の内容に関する情報。④本契約及び本連帯保証契約に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況、債権譲渡等の情報等、会員及び連帯保証人との取引に関する情報。⑤本契約及び本連帯保証契約に関する会員及び連帯保証人の支払能力を調査するためまたは支払途上における支払能力を調査するため、会員及び連帯保証人が申告した会員及び連帯保証人の資産、負債、収入、支出、当社が収集し保有・管理するクレジット利用履歴及び過去の債務の返済状況。⑥本契約及び本連帯保証契約の申込者が会員及び連帯保証人に相違ないことを確認するため、会員及び連帯保証人から原本の提示または写しの交付を受けた運転免許証、健康保険証等の本人確認資料等に記載された本人識別情報（以下「本人確認情報」という）または審査資料に記載の情報、もしくは本人特定または所在確認のために当社が窓口に請求し自ら交付を受けた戸籍謄本、住民票等に記載の情報。⑦会員及び連帯保証人が当社との間で既に締結した契約がある場合、当該契約の申込み等をした事実及び当該契約に関する客観的な取引事実に基づく信用情報並びに債権の回収や途上与信を通じて得られた情報。⑧お電話でのお問い合わせ等により当社が知り得た情報。⑨官報、電話帳、住宅地図等により公開されている情報。

(2) 会員及び連帯保証人は、平成23年7月1日付けで株式会社ライフが当社を承継会社として吸収分割を行った後アイフル株式会社に吸収合併されたことに伴い、会員及び連帯保証人と株式会社ライフとの間の取引に関しアイフル株式会社が保有している個人情報（アイフル株式会社が株式会社ライフを吸収合併した後において会員及び連帯保証人から通知を受ける等により知った変更情報を含む）についてアイフル株式会社から提供を受けて当社が利用することに同意するものとします。なお、本項でいう個人情報の定義は(1)に準じるものとします。

(3) 会員及び連帯保証人は、当社と本契約及び本連帯保証契約に定める加盟店(以下「加盟店」という)が本契約及び本連帯保証契約に基づく立替精算、キャンセル精算、法令に基づく中途解約に伴う精算、加盟店との加盟店手数料等の精算のため、(1)①～④の個人情報を利用することに同意するものとします。

(4) 当社の企業ブランドと共に当社の提携先企業の企業ブランドをあわせ表示したクレジットカード（以下「提携カード」という）を申込みの場合は、当社及び提携カードの提携先企業（その親会社、関連会社、提携会社を含み、以下「提携先企業」という）が会員に対し付与するポイントサービス、その他の提携カードに付帯するサービスを当社及び提携先企業が共同して提供するために必要な範囲内で(1)①～③の個人情報を共同して利用することに同意するものとします。

(5) 当社が保有する個人情報には、本申込み及び本連帯保証契約時に会員及び連帯保証人から受領した情報（当社が当該申込みを否決した場合）及び本契約及び本連帯保証契約が終了し、または会員及び連帯保証人が完済した後の情報を含むものとし、当社が一定期間利用することに同意します。

第２条　（個人情報の利用）

会員及び連帯保証人は、当社が下記の目的のために第1条(1)①～③の個人情報を利用することに同意します。

①当社の事業における新商品情報のお知らせ、関連するサービス。②当社の事業における市場調査、商品開発。③当社の事業における宣伝物・印刷物の送付、送信等の営業案内。

※当社の事業とは、クレジット事業（クレジットカード事業を含む）、融資事業、保証事業、集金代行事業、生命保険の募集、損害保険の代理業、加盟店・提携先企業・その他事業者の営業案内等を当社の営業案内等に封入し送付する事業等です。当社の具体的事業については当社ホームページ（http://www.lifecard.co.jp）でお知らせしております。

第３条　（個人信用情報機関への登録・利用）

(1) 当社が加盟する個人信用情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者）及び当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、会員、連帯保証人及びその配偶者の個人情報が登録されている場合には、会員及び連帯保証人の支払能力・返済能力の調査の目的に限り、当社がそれを利用することに同意します。

(2) 会員及び連帯保証人の本契約及び本連帯保証契約に基づく個人情報、客観的な取引事実が、当社の加盟する個人信用情報機関に下表に定める期間登録され、当社が加盟する個人信用情報機関及び当該機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員により、会員及び連帯保証人の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されることに同意します。

株式会社シー・アイ・シー（CIC）

登録情報	登録期間
①本契約及び本連帯保証契約に係る申込みをした事実	当社が個人信用情報機関に照会した日から6か月間
②本契約及び本連帯保証契約に係る客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後５年以内
③債務の支払いを延滞等した事実	契約期間中及び契約終了後５年間

株式会社日本信用情報機構（JICC）

登録情報	登録期間
①本申込みに基づく個人情報（本人を特定する情報ならびに申込日及び申込商品種別等の情報）	当社が個人信用情報機関に照会した日から6か月を超えない期間
②本契約及び本連帯保証契約に基づく個人情報のうち本人を特定するための情報	契約内容、返済状況または取引事実に関する情報のいずれかが登録されている期間
③契約内容及び返済状況に関する情報	契約継続中及び完済日から5年を超えない期間
④取引事実に関する情報	当該事実の発生日から5年を超えない期間（ただし、延滞情報については延滞継続中、延滞解消及び債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年を超えない期間）

(3) 当社が加盟する個人信用情報機関の名称、住所、お問い合わせ電話番号は下記のとおりです。また、本契約及び本連帯保証契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

①株式会社シー・アイ・シー（CIC）（割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関）
〒160-8375　東京都新宿区西新宿1-23-7　新宿ファーストウエスト15F
フリーダイヤル0120-810-414　　http://www.cic.co.jp
※株式会社シー・アイ・シーの加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

②株式会社日本信用情報機構（JICC）（貸金業法に基づく指定信用情報機関）
〒101-0042　東京都千代田区神田東松下町41-1
フリーダイヤル0120-441-481　　http://www.jicc.co.jp

(4) 当社が加盟する個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関の名称、住所、お問い合わせ電話番号は下記のとおりです。

①【CIC・JICCの提携個人信用情報機関】
全国銀行個人信用情報センター（KSC）
〒100-8216　東京都千代田区丸の内1-3-1
TEL.(03)3214-5020　http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html
※全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

②CICとJICCとは互いに提携する個人信用情報機関です。

(5) 上記(3)に記載されている当社が加盟する個人信用情報機関に登録する情報は、以下のとおりです。

①株式会社シー・アイ・シー（CIC）
氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名及びその数量・回数・期間、支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報となります。

②株式会社日本信用情報機構（JICC）
本契約に基づく法人貸付情報（法人名、代表者名、所在地、電話番号等の個人情報を含む、法人識別情報及び貸付日、貸付金額、入金日、残高金額、延滞、債権譲渡等の情報）及び本人を特定するための情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等）、申込情報（申込日及び申込商品種別等）、契約内容に関する情報（契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等）、返済状況に関する情報（入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞等）、及び取引事実に関する情報（債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等）となります。

第４条　（個人情報の提供・利用）

(1) 会員及び連帯保証人は、提携カードの場合において、当該提携先企業が、販売事業、サービス提供事業、その他上記第2条に記載の各目的（この場合において上記目的中「当社の事業」とあるのは、「提携先企業の事業」と読替えます）のため、当社が第1条(1)①～③の個人情報を提供し、提携先企業が利用することに同意します。

(2) 会員及び連帯保証人が提携カードを申し込んだ場合において、カード契約が不成立となった会員及び連帯保証人を対象に、提携先企業がIDカード・現金ポイントカード等（以下「IDカード等」という）の発行を行うときは、提携先企業によるIDカード等の発行業務のためにカード入会審査の結果情報及び第1条(1)①の個人情報のうちIDカード等の発行に必要な個人情報を当社が提携先企業に提供することに同意します。

(3) 上記(1)の提携先企業への個人情報の提供期間は、原則として契約期間中及び本契約及び本連帯保証契約終了日から10年間とします。上記(2)の提供期間は、カード契約不成立となった日から6か月間とします。

(4) 当社が、本契約及び本連帯保証契約に関する与信業務、与信後の管理業務等の一部または全部を、当社と個人情報の提供に関する契約を締結した当社の委託先企業に委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで、第1条(1)の個人情報を当該委託先企業に提供し当該委託先企業が受託の目的に限って利用することがあります。

第５条　（個人情報の開示・訂正・削除）

(1) 会員及び連帯保証人は、当社に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。

①当社に開示を求める場合には、第8条記載のセンターに連絡してください。開示請求手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）詳細についてお答えします。また、開示請求手続きにつきましては、当社ホームページ（http://www.lifecard.co.jp）でお知らせしております。

②個人信用情報機関への開示請求は、第3条記載の個人信用情報機関に連絡してください。

(2) 万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社は、速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第６条　（本約款に不同意の場合）

当社は、会員及び連帯保証人が本契約及び本連帯保証契約の必要な記載事項（カード入会申込書及び連帯保証契約書の表面で会員及び連帯保証人が記載すべき事項）の記載を希望しない場合及び本約款の内容の全部または一部を承認できない場合、本契約及び本連帯保証契約をお断りすることがあります。ただし、本約款第2条による当社からの宣伝物・印刷物の送付、宣伝情報等の送信を行うことに同意しない場合でも、これを理由に当社が本契約及び本連帯保証契約を拒否することはないものとします。なお、第2条に同意しない場合でも、当社が会員及び連帯保証人に対して送付する請求書に同封される宣伝物・印刷物の抜き取りはできません。

第７条　（同意の取消）

本約款第2条及び第4条による同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用、提供している場合であっても、中止の申出があった場合は、それ以降の第2条による当社からの宣伝物・印刷物の送付、宣伝情報等の送信及び第4条による提携先企業への提供を中止する措置をとります。なお、第6条なお書きの定めは、本条でも同様とします。

第８条　（個人情報の取り扱いに関する管理責任者及び問い合わせ等の窓口）

本約款第1条(4)に関する管理責任者は当社となります。また、当社では個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として個人情報管理責任者を設置しております（個人情報管理責任者役職等の詳細は、当社ホームページ（http://www.lifecard.co.jp）をご覧ください）。本約款第1条(4)並びに個人情報の開示・訂正・削除についての会員及び連帯保証人の個人情報に関するお問い合わせは、下記のセンターまでお願いします。

カスタマーセンター／横浜市青葉区荏田西1-3-20　〒225-0014
TEL.(045)914-7003（受付窓口／インフォメーションセンター）

第９条　（本契約及び本連帯保証契約が不成立の場合）

本契約及び本連帯保証契約が不成立の場合であっても本申込みをした事実は、第1条及び第3条(2)に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第１０条　（規約の変更）

本約款は法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとし、同意の取得もしくは適切な方法での通知または公表を行うものとします。

ただし、第2条、第4条、第7条に関する内容については、審査申込みの場合は適用いたしません。

法人　2015.6.25　7,500(MK)